

松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価 方法書に対する知事意見

第1 総括事項

- 1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、施設の仕様、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにするとともに、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めるとともに、関係する諸計画及び法令との整合を図ること。
- 2 事業計画について、煙突高さや排ガス量等を可能な限り具体的に定め、予測・評価を行うこと。また、処理能力の決定に当たっては、ごみの広域処理による推定発生量や地域における災害廃棄物の発生量を踏まえ、最適な規模とするとともに、設定根拠を分かりやすく示すこと。
- 3 地元自治体からの意見や住民説明会での意見について、誠実かつ確実に対応すること。
- 4 本環境影響評価については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく生活環境影響調査を兼ねることから、愛媛県環境影響評価技術指針に加えて、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の内容も考慮して、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

第2 個別事項

1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) 地域住民との相互理解の醸成のため、ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行うこと。また、地元自治体や地域住民等からの意見、要望及び苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
- (2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後もホームページや事業所等において、公開に努めること。
- (3) 同準備書の作成においては、最新の資料を用いるほか、図表を適切に活用し、できる限り専門用語や略記の使用を控え、縦覧図書として県民にも分かりやすい記載内容となるよう努めること。また、住民理解促進のためにも、

- 建替えによるメリット（大気汚染物質や二酸化炭素の削減量、リサイクル率、熱回収率など）を具体的に数値化するなどし、住民に分かりやすく示すこと。
- (4) ごみ焼却場の負のイメージの解消に向けた広報等をしっかり実施すること。

2 大気質

- (1) 可能な限り環境への負荷を低減した排出ガスの諸元値を同準備書において明らかにすること。
- (2) 大気質への影響に係る調査、予測及び評価に当たっては、事業計画地の気象や地理的条件を考慮し、適切な予測範囲を設定して実施すること。
- (3) 水銀の排出規制について、排出基準を遵守することはもとより、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。

3 騒音及び振動

周辺の国道や県道等において、ごみの広域処理により広範囲から集まる廃棄物運搬車両や工事車両の走行による騒音及び振動への影響を低減するため、搬入方法及び搬入経路の見直しを検討するとともに、できる限り搬入時期及び時間の分散化などの対策に努めること。

4 水環境

工事計画の検討を進め、沈砂池の設置位置を明らかにするとともに、濁水の処理工程について詳細を同準備書において明らかにすること。

5 動植物及び生態系

文献から引用する生物等のリストだけでは、現状の実態と整合しない内容があるため、現地調査等を実施のうえ、評価すること。

6 景観

サイクリングロードが近接することから、大気汚染や悪臭等の対策はもとより、景観等についても十分配慮すること。

7 廃棄物等

- (1) 廃棄物の保管は、性状に応じて雨水等による流出、悪臭の漏えいを防止するための措置を十分に講じること。

- (2) 燃え殻及びばいじんについて、引き続き、リサイクルに努めること。
- (3) ばいじんに含まれる水銀について、溶出量だけではなく、必要に応じて含有量も確認するなど、適切に管理すること。
- (4) 工事及び施設稼働に伴う廃棄物について、予測方法や評価手法を具体的に示し、処理計画をまとめること。

8 温室効果ガス

事業実施に伴い削減できる温室効果ガス量を定量的に把握し、同準備書において明らかにすること。

9 その他

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (2) ごみの広域処理による広範囲からの搬入により渋滞が懸念されるので対策を検討すること。
- (3) ごみの再資源化等を推進するため、不燃ごみについても、広域処理を検討すること。
- (4) 既施設の解体及び撤去において、ダイオキシン類、重金属及びアスベスト等の飛散及び流出防止対策を徹底すること。
- (5) 対象事業実施区域の土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づき、適切に対応すること。
- (6) 対象事業実施区域が河川に囲まれた中州であるため、地震時の液状化対策も検討すること。
- (7) 地元住民等が実施している環境調査についても、必要に応じて活用すること。